

種苗法の改正について

種苗法（品種登録制度）の目的

新品種の育成には、専門的な知識、技術とともに、多くの労力と費用が必要です。ところが、育成された品種は、第三者が容易に増殖可能な場合が多いため、国では、種苗法に基づく品種登録制度により、新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興を図っています。

種苗法改正の理由

国内で開発された優良品種が海外に流出し、他国で増産され、第三国に輸出される等の事態が生じているため、登録品種を育成者権者の意志に応じて、海外流出の防止等の措置ができるようにすることを目的に改正が行われたものです。

主な改正点

- 登録品種の種苗の海外持出制限や国内栽培地域の指定（令和3年4月1日から適用）
 - ・利用条件については、農林水産大臣が公示を行い、**農林水産省ホームページにも掲載**されています。

■登録品種の表示の義務化（令和3年4月1日から適用）

- ・登録品種の種苗を譲渡(販売)する際は、**「登録品種であること」、「輸出の制限、国内栽培地域の制限があること」を表示することが義務化**されました。
- ・表示の記載例などは農林水産省作成のパンフレットを確認の上、適正な表示を行ってください。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-34.pdf>

■登録品種の増殖は、育成者権者の許諾に基づき行う（令和4年4月1日から適用）

- ・登録品種は、農業者による**自家増殖※も育成者権者の許諾が必要**となります。
- ・登録品種以外の一般品種は、従来どおり自家増殖を行うことができます。
- ・自家増殖の可否については、品種毎に異なりますので、十分ご確認ください。

※自家増殖とは、農業者が登録品種の収穫物を自らの経営に限定し、種苗として用いることです。登録品種の種芋、成木や幼木から採取した穂木を接ぎ木や挿し木として利用することも含みます。

問い合わせ先 京都府 農林水産部 農産課
(TEL) 075-414-4953 (FAX) 075-414-4974

種苗法改正に伴う

京都府の登録品種に関わる方針をお知らせします。

～令和4年4月1日以降の自家増殖について～

京都府登録品種の扱いについて

○府の登録品種については、**基本的に自家増殖を認めませんが、一部の品種のみ、「種苗管理の遵守事項」等を条件に自家増殖を許諾します。**

○府の登録品種はすべて、**海外への種苗の持出を禁止します。**

品目	品種名	自家増殖			海外持出	
		可否	許諾手続	利用料		府外での栽培
稲	京の輝き	不可	/	/	/	禁止
	京式部	不可				
ダイズ	紫ずきん2号	不可				
	夏どり丹波黒2号	不可				
	紫ずきん3号	不可				
トウガラシ	京都万願寺2号	不可				
ダイズ	京白丹波	可	・手続不要 ・遵守事項を守ること	不要	禁止	禁止
サトイモ	京都えびいも1号	可	・誓約書を提出			
キク	紅式部	可				
茶	展茗	可	・手続不要 ・遵守事項を守ること			
	鳳春	可				

(令和4年2月現在)

<種苗管理の遵守事項>

- ①京都府内での栽培に限る。
- ②自家増殖により得た種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- ③自らの農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- ④京都府が行う自家増殖に関連する調査に協力すること。
- ⑤増殖元となる植物体については、来歴の明らかなものを使用すること。
- ⑥第三者から自家増殖した種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申出があった場合は、遅滞なく京都府に報告すること（サトイモ、キク、ダイズのみ）。
- ⑦品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること（サトイモ、キク、ダイズのみ）。

詳細は京都府HPをご確認ください。

(<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/kaiseishubyohou.html>)

